

## 鹿児島県北薩地域振興局「観光用素材データ集」使用許諾規程

### 1 目的

この規程は、鹿児島県北薩地域振興局（以下「振興局」という。）が所有する北薩地域の観光用素材データ集について、北薩地域の魅力を幅広く情報発信するなど画像データを有効活用するため、その使用について必要な事項を定める。

### 2 使用許諾対象団体

使用許諾の対象団体は、鹿児島県北薩地域振興局管内自治体（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町）、同管内観光協会・観光連盟、鹿児島県観光連盟及びその他北薩地域振興局長が認めた団体とする。

### 3 手続き等

- (1) 画像データの使用を希望する場合は、別紙1「画像データ使用許諾申請書」に必要事項を記入・押印の上、振興局に申請する。
- (2) 振興局は、申請書を受領後、内容審査を行い、適当と判断した場合には、別紙2「画像データ使用の許諾について」により使用を許諾する。
- (3) 使用許諾を受けた団体への画像データの提供は、振興局がメール等により行う。
- (4) 使用に係る料金は、発生しない。

### 4 取り決め事項

- (1) 画像データの使用に当たっては、北薩地域の地域振興・観光振興に資することを目的とする。
- (2) 画像データを使用する際は、申請書に記入した内容に限り使用することとし、振興局からの必要な指示に従うこと。
- (3) 画像データを使用する際は、この規程及び関係法令を遵守し、使用目的以外の使用及び複製・第三者への供与・又貸しは行わないこと。
- (4) 画像データの使用に当たって、振興局から指示があった場合に限り、以下のクレジット名を明記すること。  
日本語「©鹿児島県北薩地域振興局」  
英語「© Pref Kagoshima Hokusatsu Regional Promotion Bureau」  
(© P. K. Hでも可)
- (5) 画像データは、絵はがき等の写真(データ含む。)そのものを商品販売する等営利を目的とした行為には使用しないこと。  
ただし、北薩地域の魅力を幅広く紹介・宣伝するものと認められる場合は、この限りでない。
- (6) 画像データを使用することによる不正や誤解を招く行為、名誉毀損もしくは公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (7) 画像データの加工（トリミング等）を行う場合は、事前に振興局と協議すること。
- (8) 振興局は、画像データを使用した制作品（原案）の提出を求めることができる。
- (9) 画像データの保護については、責任をもって、十分な管理に配慮すること。
- (10) 上記の取り決め事項に違反した場合は、申請団体の責任において、事案の改善を図ること。なお、事案の改善が図られない場合は、使用許諾を取り消すことができる。

### 5 その他

この規程に関して疑義がある場合は、別途協議の上、振興局において定める。

### 附 則

この規程は、令和3年 11月 15日から施行する。